**第６号様式**（第12条関係）

90センチメートル

|  |
| --- |
| 雨水貯留浸透施設高　知　県施設の名称雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号施設の容量及び構造の概要高知県知事の許可を要する行為施設の管理者及び連絡先標識の設置者及び連絡先この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。 |

注　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦８センチメートル、横15センチメートル」とする。

70センチメートル